

公募公告

本業務の実施可能な者を下記のとおり公募します。

平成 29 年 1 月 18 日

支出負担行為担当官

消防庁総務課長 米澤 健



記

1. 公募件名 応急手当講習 WEB コンテンツ (e-ラーニング) の改訂及び運用マニュアル作成請負業務
2. 目的 既存の WEB コンテンツを修正するとともに、作成したコンテンツを消防庁のサーバで運用管理し、消防庁ホームページに掲載することで、多くの一般市民がアクセスしやすい環境を作り、救急講習の一部を受講できるようにすることを目的とする。
3. 事業概要 日本蘇生協議会ガイドライン 2015 の改訂に伴い、心肺蘇生法 (市民用) の一部に変更が生じたため、WEB コンテンツ (e-ラーニング) の改訂を行うもの。
4. 公募期間 平成 29 年 1 月 18 日 (水) から平成 29 年 1 月 30 日 (月)
17:00 までに下記提出先必着分
5. 契約形態等 請負契約
6. 応募の資格 (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人または被補助者であつて、契約のために必要な同意を得ているものについては、この限りでない。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成 28・29・30 年度総務省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等 (情報処理、ソフトウェア開発又はその他)」の A、B 又は C 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 総務省及び他府省等における指名停止等措置要領に基づく指名停

止を受けている期間中の者でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含まない。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

①契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

②契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 本応募資格のない者の提出書類等は、無効とする。

7. 応募条件

(1) 次の要件を満たす者1名を業務責任者とし、業務を行わせること。

① WEBコンテンツのシステムに熟知していること。

② WEBコンテンツの制作経験を有すること。

- ③ WEBコンテンツの制作に関する専門知識、適応性があること。
- ④ 日本蘇生協議会ガイドライン 2015 の改訂に伴う心肺蘇生法（市民用）に熟知していること。
- ⑤ 個人情報、組織の保有する情報に対する継続的な研修を受けていること。

8. 成果物 仕様書のとおり

9. 応募提出書類 応募要項による

10. 応募書類提出先 〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
総務省消防庁救急企画室

11. 問い合わせ先 総務省消防庁救急企画室救急推進係 担当者：大坪憲司
電話：5253-7529 FAX：5253-7539

12. その他 応募者は、見積書の提出をもって前記6（5）及び（6）の規定に該当しないことを誓約し、かつ消防庁の求めに応じ、応募者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。